



平成 27 年度  
社会福祉法人 鈴鹿福社会 事業計画

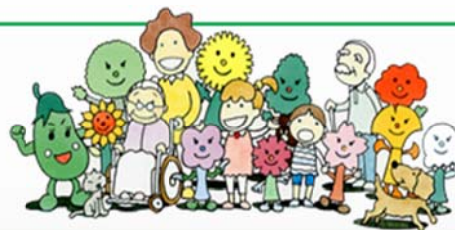


## 1. 事業基本理念に基づく社会福祉事業・公益事業の経営



経営理念

私たちは、地域に信頼されるべき  
存在であり続けます



経営ビジョン 「気持ちをかたちに」

～こころづかいを地域のみなさまに～ ～思いやりを地域のみなさまに～





経営目標 「20年目からの新たな挑戦」

## 2. 法人の概要・事業計画

設立	平成4年4月9日
住所	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地
電話	059-374-4600
F A X	059-374-4543
E-m a i l	suzugu@mecha.ne.jp
U R L	http://suzuka-greenhome.jp
事業計画目標	【入居・滞在型サービス】 「1日24時間の生活を支える」ケアの実践 【居宅サービス】 「地域包括ケア」の構築に取り組む
事業計画	【法人】 (1) 理事会、評議員会の開催（5月、11月、3月、臨時） (2) 監事監査、内部経理、予算監査の実施（5月） (3) 外部経理監査の実施（毎月） (4) 月例会、幹部会議、連携会議の開催（毎月） (5) 在宅サービス家族等との懇談会・施設見学会の開催 (6) ホームページによる情報公表（財務内容、事業計画・事業報告、監事監査結果報告、社会福祉法人現況報告、取組状況・アンケート結果等） (7) 人財の確保 (8) 職員の資質向上（施設内外研修、新任職員研修）



	<ul style="list-style-type: none"> <li>(9) 人事考課・目標管理</li> <li>(10) 障がい者雇用の推進</li> <li>(11) 案内等広報活動</li> <li>(12) 創立 22 周年記念行事の開催【入居者家族等との懇談を含む。】</li> <li>(13) 敬老祝賀会の開催</li> <li>(14) グリーンの秋祭りの開催</li> <li>(15) クリスマス会の開催【入居者家族等との懇談を含む。】</li> <li>(16) 事業計画作成検討会の開催（1・2月）</li> <li>(17) 各事業の自己評価（入居・滞在型サービス：毎月、在宅サービス：年1回）</li> <li>(18) 特別養護老人ホーム等施設整備の推進</li> <li>(19) 労働安全衛生の確保、推進</li> </ul> <p>安全衛生に関する基本方針： 「労働災害のない安全で健康に働くことができる快適な職場の実現を図る。」</p> <p>年間安全衛生目標・スローガン： 「腰を痛めない介護・看護を目指そう。」</p>
	<p><b>【入居・滞在型サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ユニットケアの確立</li> <li>(2) 科学的介護への取り組み、介護機器の活用</li> <li>(3) 認知症ケア重度者に対するケアの向上</li> <li>(4) 介護事故の発生防止及び感染症等の発生防止・まん延防止、身体拘束廃止への取り組み</li> <li>(5) パブリックスペース・ホーム玄関周辺環境整備</li> <li>(6) 各ユニット設備の改善</li> <li>(7) 研究大会等での発表</li> </ul>
	<p><b>【居宅サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域包括ケアの推進</li> <li>(2) 科学的介護への取り組み、介護機器の活用</li> <li>(3) 認知症ケアの向上</li> <li>(4) 介護事故の発生防止及び感染症等の発生防止・まん延防止、身体拘束廃止への取り組み</li> </ul>

### 3. 各社会福祉事業等の概要及び事業計画

 <b>第一種社会福祉事業</b>	
名 称	特別養護老人ホーム 鈴鹿グリーンホーム (三重県指定 2470300274 号) 
所在地	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地
開設日	平成 5 年 5 月 1 日 (ユニット型 平成 26 年 5 月 1 日)
類 型	ユニット型※／特別養護老人ホーム ※10 名を 1 ユニット (生活単位) として、ユニット毎に居室、リビング、浴室、洗面、トイレなど、生活に必要な設備が適切な場所に配置されており、しつらえについても家庭的な雰囲気の中で介護サービスを利用することができます。ケアワーカーの配置をユニット毎に固定配置にすることで、顔なじみの関係の中でサービスを受けることができます。個別的なケアを行うためにケアワーカーは、入居者個々の 24 時間軸の生活リズムを把握します。
定 員	50 床 (5 ユニット)
事業の概要	常に介護が必要で、ご自宅での生活が困難な方 (原則、要介護 3~5 の方) に、ケアプラン (個別介護計画) に基づき、日常生活全般の支援を行う入居型サービス
ユニット型特別養護老人ホームの基本方針 (特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第 33 条)	「入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。」
平成 27 年度事業計画目標	「1 日 24 時間の生活を支える」ケアの実践
事業計画	<b>【特養係】</b> (1) 入所判定委員会の開催 (2) 業務改善会議【ユニットリーダー会議】の開催 (毎月)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) ユニット会議、ケアカンファレンス（事例検討会）の開催（毎月）</li> <li>(4) 介護事故防止（ヒヤリハット事例を含む。）、身体拘束廃止に関するチェックリストの記載、事例検討会の開催（毎月）</li> <li>(5) ユニットリーダーの育成</li> <li>(6) 24時間シートの分析、ケアへの反映</li> <li>(7) ユニット内のしつらえの充実【ユニット費の活用】</li> <li>(8) ユニット内の設備の改善</li> <li>(9) ユニットケアに関する自己評価（毎月）、スタッフの介護業務の質の評価（介護プロフェッショナルキャリア段位アセッサーの取得）</li> <li>(10) ユニットケアに関する職員教育【施設内研修、勉強会等の開催】</li> <li>(11) 労働安全衛生に関するチェックリストの記載、事例検討会の開催（毎月）及び介護機器の使用推進</li> <li>(12) 施設外研修への参加【東海北陸ブロック老人福祉施設研究大会、東海北陸ブロックカンントリーミーティング、全国老人福祉施設研究会議、全国老人福祉施設研究大会、ユニットリーダー研修、認知症介護実践者研修】</li> <li>(13) 消防訓練（年2回）、消防用設備等法定点検（5月・11月）の実施</li> </ul>
	<p><b>【医務係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 感染症の発生防止・まん延防止に関する委員会の開催</li> <li>(2) 嘱託医による診察（毎週）、随時対応</li> <li>(3) 看護職員による夜間オンコール（当番）体制</li> <li>(4) 入居者健康診断の実施（4～5月）、入居者歯科検診の実施（10月）</li> <li>(5) 個別機能訓練の実施</li> <li>(6) サービス担当者会議の開催</li> <li>(7) 高齢者医療、感染症防止に関する研修会の開催</li> <li>(8) たんの吸引等の実施に関するフォローアップ研修</li> <li>(9) 特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケアの連携協働のための研修プログラムへの受講</li> </ul>
	<p><b>【調理部門】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 給食会議の開催（毎月）</li> <li>(2) 食中毒の発生及びまん延防止に関する委員会の開催（毎月）</li> <li>(3) ユニット内調理及び盛付けの推進【陶器・漆器使用】</li> </ul>

	(4) ソフト食(嚥下困難な方への対応食のひとつ)の改善 (5) 嚥下機能に着目した栄養ケアの推進 (6) 栄養マネジメントの実施 (7) 調理施設害虫駆除の実施 (5月・11月)
--	---

 <b>第二種社会福祉事業</b>	
名称	特別養護老人ホーム 鈴鹿グリーンホーム 短期入所生活介護事業所 ／介護予防短期入所生活介護事業所 (三重県指定 2470300274号) 
所在地	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地
開設日	平成 5 年 5 月 1 日 (ユニット型 平成 26 年 5 月 1 日)
類型	ユニット型／老人短期入所事業
定員	30 床 (3 ユニット)
事業の概要	介護をしているご家族が、冠婚葬祭や病気・出産、休養や旅行等により、一時的にご自宅での介護が出来なくなったとき等において、ケアプラン(個別介護計画)に基づき、日常生活全般の支援を行う短期滞在型サービス
短期入所生活介護の基本方針(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 120 条)(指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第 152 条)	<p>(要介護)利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(要支援)利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>
平成 27 年度事業計画目標	「1 日 24 時間の生活を支える」ケアの実践
事業計画	(1) ユニットケアのレベルアップ (2) 介護機器の導入推進 (3) 根拠のある介護の実践 (4) 認知症ケアの向上

(5) 接遇マナーの向上



## 第二種社会福祉事業


名 称	<p>デイサービスセンター 鈴鹿グリーンホーム 通所介護事業所／介護予防通所介護事業所 (三重県指定第 2470300332 号)</p>	
所在地	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地	
開設日	平成 5 年 10 月 1 日	
類 型	大規模型事業所Ⅱ／老人デイサービス事業	
定 員	55 名	
事業の概要	<p>事業所の送迎により、日帰りでデイサービスセンターに通い、他のご利用者と一緒に、食事や入浴などの介護、リハビリテーション、レクリエーション、創作活動の支援などを行ないます。</p>	
通所介護の基本方針(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 92 条)(指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第 96 条)	<p>(要介護) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(要支援) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	
平成 27 年度事業計画目標	「地域包括ケア」の構築に取り組む	
事業計画	<p>(1) 在宅生活を継続するためのサービス提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①アセスメント(課題分析)の見直し</li> <li>②生活に着目したケアプラン(個別介護計画)への移行</li> <li>③生活機能に着目した個別機能訓練の実施</li> <li>④人材育成のための取り組み</li> </ul> <p>(2) 危険意識を高める安全活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①職員会議、カンファレンス(事例検討会)での啓発</li> <li>②勉強会の開催・職員指導</li> </ul>	



- ③朝礼等における申し送り
- ④分析、安全対策の浸透
- (3) ご利用者のニーズに沿ったアクティビティ（日中活動）の提供
  - ①検討会議の開催
  - ②内容の評価
  - ③メニューの充実
- (4) 鈴鹿市障がい者（児）日中一次支援事業の受託
- (5) 介護保険制度改正による事業所類型（サテライト型）の検討
- (6) 地域支援事業移行への準備



## 第二種社会福祉事業

名 称	サロン花葉 (通所介護事業所／介護予防通所介護事業所) (三重県指定第 2470302205 号)	
所在地	鈴鹿市算所 5 丁目 3 番 12 号	
開設日	平成 23 年 4 月 1 日	
類 型	小規模型事業所／老人デイサービス事業	
定 員	10 名	
事業の概要	事業所の送迎により、日帰りでデイサービスセンターに通い、他のご利用者と一緒に、食事や入浴などの介護、リハビリテーション、レクリエーション、創作活動の支援などを行ないます。	
通所介護の基本方針(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 92 条)(指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第 96 条)	<p>(要介護) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(要支援) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	
平成 27 年度事業計画目標	「地域包括ケア」の構築に取り組む	
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) サービスのよさを知っていただく機会を増やす</li> <li>(2) 地域支援事業移行への準備</li> <li>(3) 地域ケア会議等や教育機関等の連携</li> <li>(4) 介護保険制度改正による事業所類型(サテライト型)の検討</li> <li>(5) 人材育成とスキルアップ</li> <li>(6) 危険意識を高める安全活動</li> </ol>	




## 第二種社会福祉事業

名 称	在宅介護支援センター 鈴鹿グリーンホーム
所在地	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地
開設日	平成 10 年 4 月 1 日
類 型	老人介護支援センター
事業の概要	地域の高齢者の家庭内の事故等による通報に対応するとともに高齢者の方ならどなたでも参加できる介護予防教室を介護事業所や地域の公民館等で開催します。
平成 27 年度 事業計画目標	「地域包括ケア」の構築に取り組む
事業及び施設 (老人福祉法第 20 条の 7 の 2)	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする。
事業計画	(1) 鈴鹿市一次予防事業業務委託 (2) 鈴鹿市高齢者通報体制整備事業業務委託 (3) 車いす等無料貸し出し事業の継続



## 公 益 事 業

名 称	在宅介護支援センター 鈴鹿グリーンホーム 居宅介護支援事業所 (三重県指定第 2470300258 号)	
所在地	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地	
開設日	平成 11 年 9 月 10 日	
類 型	居宅介護支援事業	
事業の概要	ご利用者の心身の状況やご家族のご希望に沿ったケアプラン（個別介護計画）の作成、サービス事業者への連絡調整や利用の手配、介護保険給付管理、介護に関する生活相談などを行ないます。	
居宅介護支援の基本方針 (指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第1条)	<p>利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行わなければならない。</p> <p>事業の運営に当たっては、市町村、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法第 20 条 7 の 2 に規定する老人介護センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。</p>	
平成 27 年度 事業計画目標	「地域包括ケア」の構築に取り組む ～”地域に応える”変化する介護保険制度への順応～	
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公平公正の基本方針のもと、適切な居宅介護支援サービスを提供する</li> <li>(2) 和顔愛語の実践</li> <li>(3) 介護保険制度改正に伴う改正点の理解とご利用者、ご家族に対する説明及び必要な情報の提供</li> <li>(4) 地域との連携強化、地域の社会資源等の情報収集</li> <li>(5) 市、保険者、地域包括支援センター、民生委員との連携強化</li> </ol>	

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>(6) 医療機関との連携強化</li><li>(7) 他介護サービス事業所、居宅介護支援事業所との連携強化</li><li>(8) 困難ケースへの対応強化</li><li>(9) 地域ケア会議への参加、ケアプラン（個別介護計画）点検の実施、ケース検討会、研修への事例提供</li><li>(10) 事業所内ケースに対する相互チェック</li><li>(11) 事業所運営会議（概ね毎週）、事業所内外研修（内：毎月）</li><li>(12) 自己覚知と資質向上</li><li>(13) ケース数増に対するサービス提供体制の整備</li></ul> |
|--|--|